

国土交通省等における バリアフリー関係の取組事例

移動等円滑化評価会議 地域分科会

移動等円滑化評価会議等の概要

- 平成30年改正バリアフリー法において、高齢者、障害者等の当事者等が参画する会議を設置し、定期的にバリアフリー化の進展の状況を把握し、評価することが定められた。
- 平成31年2月に第1回評価会議開催以降、これまで13回開催するとともに、全国10ブロックにおいて「地域分科会」を開催。
- 高齢者、障害者等の様々な特性に応じたニーズや意見を適切に把握するため、「特性に応じたテーマ別意見交換会」を開催。

移動等円滑化評価会議

本省において、全国の高齢者・障害者等当事者団体、公共交通事業者、施設設置管理者、学識経験者、行政機関、地方公共団体等が一同に会す会議を開催し、バリアフリー化の進展状況の把握・評価を行う。

<これまでの開催状況>

第1回：平成31年2月26日開催	第8回：令和4年9月29日開催（オンライン開催）
第2回：令和元年9月30日開催	第9回：令和5年3月28日開催（オンライン開催）
第3回：令和2年3月17日開催（書面開催）	第10回：令和5年9月28日開催（オンライン開催）
第4回：令和2年9月28日開催	第11回：令和6年3月29日開催（オンライン開催）
第5回：令和3年3月17日開催（オンライン開催）	第12回：令和6年9月6日開催（オンライン開催）
第6回：令和3年9月29日開催（オンライン開催）	第13回：令和7年3月5日開催（オンライン開催）
第7回：令和4年3月25日開催（オンライン開催）	

障害者等のニーズを きめ細やかに把握・収集

特性に応じたテーマ別意見交換会

- 本省（事務局）において、様々な障害特性等に応じた課題を適切に把握するため、各当事者団体等との「特性に応じたテーマ別意見交換会」を開催している。

地域分科会（全国10ブロック）等

- 全国10ブロックにおいて「移動等円滑化評価会議 地域分科会」を開催し、地域特性に応じたバリアフリー化の進展状況の評価等を行う。
- 北海道から沖縄の各地域において、令和元年度から現在までに年に1回開催している。
- また、地域のニーズをより詳細に把握するため、障害当事者団体等が参画する「現地視察」や「意見交換会」等を開催している。

評価会議においてPDCAサイクルをまわすことで、バリアフリー施策のスパイラルアップを図り、全国のバリアフリー水準の底上げを図る。

令和7年度 地域分科会の開催実績について

分科会	日程	開催場所	開催方法	分科会委員
北海道	8月25日（月）	札幌市	対面・WEB	有識者、高齢者・障害者等、 （パラリンピアン）、地方公共団体、 施設設置管理者、関係行政機関等
東北	8月28日（木）	仙台市	対面・WEB	
関東	6月16日（月）	横浜市	対面・WEB	
北陸信越	7月23日（水）	小松市	対面・WEB	
中部	7月29日（火）	名古屋市	対面・WEB	
近畿	7月11日（金）	大阪市	対面・WEB	
中国	7月31日（木）	広島市	対面・WEB	
四国	8月8日（金）	高松市	対面・WEB	
九州	8月26日（火）	福岡市	対面・WEB	
沖縄	9月11日（木）	那覇市	対面・WEB	

分科会	日程	当事者団体等	協力事業者等	種別	概要
北海道	8月26日	バリアフリープロモーター	自治体（札幌市）、 施設設置管理者等	意見交換会	・札幌市内の公園でインクルーシブ遊具の見学及び意見交換を実施。
東北	7月11日	東北分科会委員 （宮城県） バリアフリープロモーター （宮城県）	自治体 （宮城県、仙台市）	意見交換会	・東北における移動等円滑化の進展状況について ・バリアフリープロモーターからの取組紹介 ・意見交換
	12月予定	東北分科会委員 （青森県、岩手県、秋田県） バリアフリープロモーター （青森県・岩手県、秋田県）	自治体 （青森県・岩手県・秋田県）	意見交換会	・東北運輸局からの報告 ・バリアフリープロモーターからの取組紹介 ・意見交換
関東	11月28日	バリアフリーネットワーク会議 （千葉運輸支局）委員	有識者、自治体、 施設設置管理者等	意見交換会	・高齢者・障害者団体等に参画いただき、管内の取組報告の紹介や、課題について意見交換を実施。
	12月3日	バリアフリーネットワーク会議 （栃木運輸支局）委員	有識者、自治体、 施設設置管理者等	意見交換会	・高齢者・障害者団体等に参画いただき、管内の取組報告の紹介や、課題について意見交換を実施。
	12月頃	バリアフリーネットワーク会議 （茨城運輸支局）委員	有識者、自治体、 施設設置管理者等	意見交換会	・高齢者・障害者団体等に参画いただき、管内の取組報告の紹介や、課題について意見交換を実施。
	12月～1月頃	バリアフリーネットワーク会議 （埼玉運輸支局）委員	有識者、自治体、 施設設置管理者等	意見交換会	・高齢者・障害者団体等に参画いただき、管内の取組報告の紹介や、課題について意見交換を実施。
	2月4日	バリアフリーネットワーク会議 （群馬運輸支局）委員	有識者、自治体、 施設設置管理者等	意見交換会	・高齢者・障害者団体等に参画いただき、管内の取組報告の紹介や、課題について意見交換を実施。

分科会	日程	当事者団体等	協力事業者等	種別	概要
北陸信越	7月23日	分科会委員 他	自治体、施設設置管理者等	現地視察 意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 北陸新幹線の開業駅である小松駅周辺のバリアフリー状況の確認。 北陸信越地域のバリアフリー設備・整備状況について意見交換を実施。
中部	継続	中部分科会委員 (障害者団体)	有識者、自治体	意見交換会	障害者団体等との意見交換会
	2月19日 4月25日	中部分科会委員 (障害者団体)	名古屋タクシー協会 東海旅客鉄道(株)	現地視察 意見交換会	名古屋駅のタクシー乗り場改善（車いすの乗降）にかかる現地視察および打ち合わせ
	10月5日	障害者団体	名古屋市交通局	現地視察 意見交換会	視覚障害者がバスに乗車をする際に、何が不足しているのか、対応可能な接客として何ができるか、障害者及び介護体験をとおして検証、意見交換等を実施
近畿	11月18日	近畿分科会委員	管内路線バス事業者	見学及び意見交換会	・（詳細未定）新型EVバス見学及び意見交換会
	8月2日 11月22日 2月28日	近畿分科会委員	—	意見交換会	障害種別の状況を聞きあう当事者会 ・当事者相互による自身の障害以外の障害についての知見を深める任意参加の意見交換会 ・委員提案により土曜にWEBで実施
	1月27日	近畿分科会委員、障害者団体	未定	意見交換会	・（詳細未定）障害者団体等との意見交換会

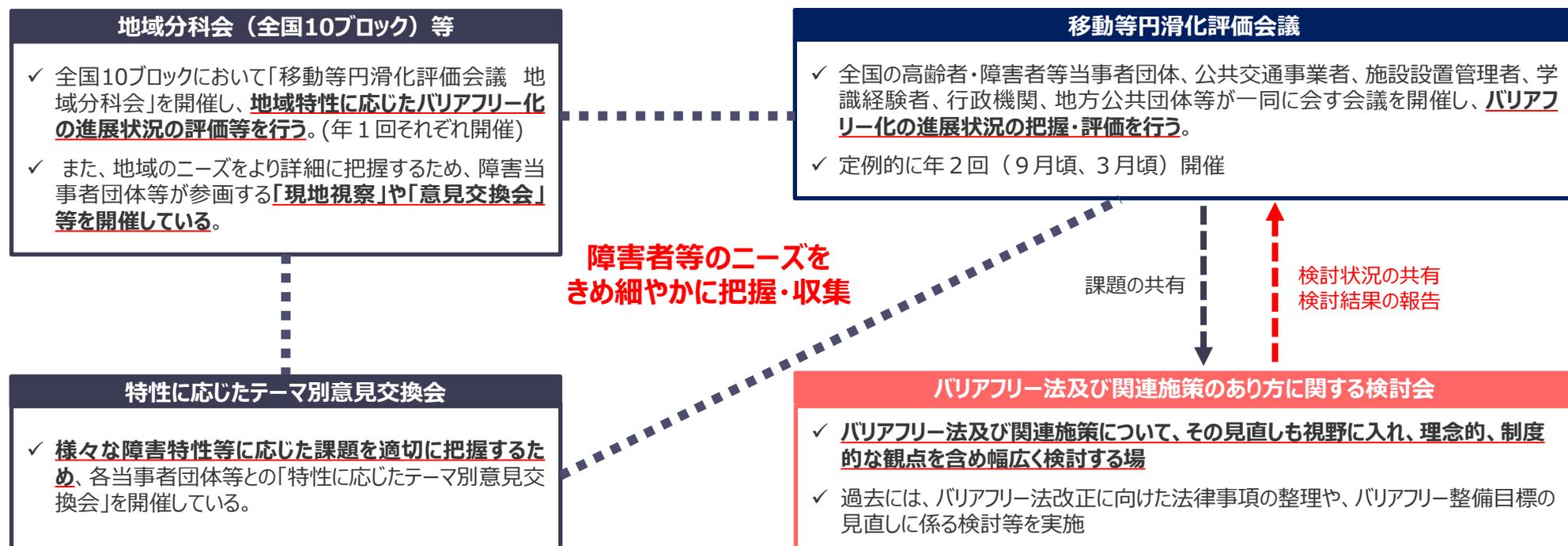
令和7年度 地域分科会等における意見交換会、現地視察等の開催状況

分科会	日程	当事者団体等	協力事業者等	種別	概要
中国	9月11日	中国分科会構成員 (当事者団体)	JR西日本(株) 広島電鉄(株) 広島市	現地視察	・改装されたJR広島駅及びそれに付随する施設の当事者による現地視察
	10月29日	学識経験者、関係行政機関及び 高齢者、障害者等、地方公共団 体(山口県)	-	意見交換会	・移動等円滑化評価会議 中国分科会の報告 ・意見交換及び地域のバリアフリー状況(山口県)の共有
	1月 (予定)	学識経験者、関係行政機関及び 高齢者、障害者等、地方公共団 体(岡山県)	-	意見交換会	・移動等円滑化評価会議 中国分科会の報告 ・意見交換及び地域のバリアフリー状況(岡山県)の共有
四国	未定	分科会委員、障害者団体	有識者、自治体、 施設設置管理者等	意見交換会	意見交換、地域のバリアフリー状況と問題点の共有
九州	12月～1月 (予定)	九州分科会委員 他	有識者、自治体、 施設設置管理者等	現地視察 意見交換会	・バリアフリーに関する施設視察、意見交換
沖縄	9月11日	障害者団体 分科会委員	-	意見交換会	・局の取組報告(バリアフリー教室等) ・委員からの報告
	11月27日 1月16日	障害者団体 バリアフリープロモーター	(一社)沖縄県 ハイヤー・タクシー協会	現地視察	・UDタクシーに関する接遇、乗降研修会を開催(沖縄本島、宮古島市、石垣市)

バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会

- バリアフリー整備目標（第三次）の期限が令和7年度までとなっていること等を踏まえ、令和6年度早期に「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を開催し、学識経験者、障害当事者団体及び事業者団体等の参画の下、約1年程度かけてバリアフリー法及び関連施策について議論を実施。
- 学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただきながら検討を進め、令和7年6月に次期バリアフリー整備目標等に関する考え方を整理した最終とりまとめを公表。

<参考1：「移動等円滑化評価会議」等との関係性について>



<参考2：あり方検討会の開催スケジュール（想定）>

令和6年5月30日：第1回
（キックオフ、論点提示）

令和6年10月16日：第2回
（各項目への検討の方向性議論）

令和7年3月26日：第3回
（中間とりまとめ案の提示）

令和7年5月30日：第4回
（最終とりまとめ案の提示）

バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について【概要】（最終とりまとめ）

（赤字：現行目標から変更した箇所（削除箇所は二重取消線））

2030（令和12）年度未までの目標		2023年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標	
鉄軌道	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約94%	原則 100%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> 地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限り可能な限りの整備を行う その他、基本構想の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況及び駅の構造等の制約条件等を踏まえ、地域の支援の下、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める
		転落防止設備	約84%	原則 100%	原則 100%	
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約45%	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約77%	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約92%	原則 100%	原則 100%	
		障害者対応型券売機	(約91%)	-	原則 100%	
	拡幅改札口	(約97%)	-	原則 100%		
ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数 ※カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数（内数表記）	2,647番線 (559番線)	3,000番線 (800番線)	4,000番線 (900番線)			
プラットホームと車両の段差・隙間を縮小している番線数	(※5)	-	4,000番線	← 駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める。		
鉄軌道車両におけるバリアフリー化率	約60%※6※7	約70%※7	約80%※8	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線車両及び特急車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める 		
バス	3,000人以上/日及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消※1	約93% (約88%) (注)	原則 100%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> その他、基本構想の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化 <p>(注)現状値のカッコ内は、2,000人以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率の参考値</p>
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約86% (約73%) (注)	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約79% (約69%) (注)	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約72% (約69%) (注)	原則 100%	原則 100%	
	乗合バス車両におけるバリアフリー化率	ノンステップバス	約71%※6	約80%	約90%	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
		リフト付きバス（適用除外車両）	約9%※6	約25%	約25%	
		空港アクセスバス※9	約41%※6	約50%	約60%	
貸切バス車両におけるバリアフリー化率	1,229台	約2,100台	約2,100台			

バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について【概要】（最終とりまとめ）

（赤字：現行目標から変更した箇所（削除箇所は二重取消線））

2030（令和12）年度末までの目標		2023年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標	
タクシー	福祉タクシー車両における バリアフリー化率	52,553台※6	約90,000台	約90,000台		
	ユニバーサルデザインタクシーの割合 (注)	約9%※6※10	100%	100%	(注)各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする	
旅客船	2,000人以上/日の旅客 船ターミナルにおけるバリア フリー化率	段差の解消※1	約94%	原則 100%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約82%	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約65%	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	約94%	原則 100%	原則 100%	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)におけるバリアフリー化率	約58%※6	約60%	約70%	<ul style="list-style-type: none"> 2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 	
航空	2,000人以上/日の航空 旅客ターミナルにおけるバ リアフリー化率	段差の解消※1	100%	原則 100%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック※2	約98%	原則 100%	原則 100%	
		案内設備※3	約95%	原則 100%	原則 100%	
		障害者用トイレ※4	100%	原則 100%	原則 100%	
	航空機におけるバリアフリー化率	100%※6	原則 100%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> 更なる改善を実現するため、当事者や事業者等と連携しながら、航空機のバリアフリー化に向けた機運醸成を図る。 	
道路	重点整備区域内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化率	約71%	約70%	約77%		
都市公園	規模の大きい概ね2ha以 上の都市公園におけるバ リアフリー化率	園路及び広場	約64%	約70%	約70%	<ul style="list-style-type: none"> その他、基本構想の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		駐車場	約56%	約60%	約60%	
		便所	約64%	約70%	約70%	
路外駐車場	特定路外駐車場におけるバリアフリー化率	約75% (約29%) (注)	約75%	約35% (注)	(注)令和7年6月施行の新たな基準への適合状況を踏まえて目標を設定 現状値のカッコ内は、令和7年6月施行の新たな基準を踏まえた参考値	

バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について【概要】（最終とりまとめ）

（赤字：現行目標から変更した箇所（削除箇所は二重取消線））

2030（令和12）年度末までの目標		2023年度末 現状値	2025年度末 数値目標	2030年度末 数値目標	数値目標以外の目標
建築物	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物におけるバリアフリー化率	約64%	約67%	約70%	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
	当該年度に着工した2,000㎡以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階（基本構想～実施設計）で当事者参画を実施した工事の割合	-	-	原則 100%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等のバリアフリー化率	約99%	原則 100%	原則 100%	<ul style="list-style-type: none"> その他、基本構想等の作成状況や地域の実情にかんがみ、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	約66%	原則 100%	原則 100%	
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	50自治体 ※12	約350自治体 (注)	約350自治体 (注)	(注)全市町村（約1,740）の2割程度に相当
	移動等円滑化基本構想の作成	334自治体 ※12	約450自治体 (注)	約450自治体 (注)	(注)2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村（約730：平成29年度時点）の6割に相当
	基本構想等を作成した自治体のうち、当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる自治体の割合 ※11	(約30%) ※12	-	約60%	
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」の用語の認知度 「障害の社会モデル」の理解度※13	約22% -	約50% -	約60%	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進する
	高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合 障害のある人へ支援しよとする人の割合※13	約81% -	原則 100% -	原則 100%	
	多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合※13	-	-	原則100%	

※1 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条（移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象）及び鉄軌道駅に限っては公共交通移動等円滑化基準第18条の2への適合をもって算定。
 ※2 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。
 ※3 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第10条～12条への適合をもって算定。
 ※4 バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～15条への適合をもって算定。また、トイレを設置している施設における割合。
 ※5 国土交通省集計値 2,169番線
 ※6 各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。
 ※7 2020年4月に施行されたバリアフリー基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2か所以上とすること等を義務付け）への適合状況。

※8 2023年4月に施行された新たなバリアフリー基準（新幹線及び特急車両における車椅子用リースペース設置等を義務付け）への適合状況。
 ※9 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設（指定空港（27空港））へのバス路線運行系統の総数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の割合。
 ※10 タクシーの総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合。
 ※11 協議会等を活用して基本構想等の事後評価を実施している自治体及び基本構想等の見直し等を実施している自治体（直近で5年以上基本構想等の事後評価や見直し等を実施していない自治体を除く。）
 ※12 2024年度末の実績値
 ※13 インターネットモニターアンケート「公共交通機関を利用する際の配慮について」による。

公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会

バリアフリー基準等検討会について

趣旨

- 公共交通機関においては、公共交通事業者等が、旅客施設又は車両等を新設・導入等する場合の適合義務を定めた「公共交通移動等円滑化基準」（以下「交通バリアフリー基準」という。）及び、バリアフリー整備のあり方を示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づき整備することによって、全体のバリアフリー化が進捗してきたところ。
- 交通バリアフリー基準及びガイドラインは、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、内容を見直し、必要に応じて改訂を行ってきたところであるが、令和7年度においては、以下の事項について検討等を行う。
 - ①駅等における旅客用通路上の踏切（構内踏切）内の誘導表示の設置に関する検討について
 - ②鉄道駅等の旅客施設における視覚障害者誘導用ブロックの切欠き設置に関する検討について
 - ③当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題の最終とりまとめを踏まえたガイドライン見直しの検討について
 - ④トイレ内の設備等の記載に関する検討について

検討会構成員

学識経験者、有識者、当事者団体（各障害者団体）、公共交通事業者団体、関係省庁（オブザーバー）

検討スケジュール（案）

時期	実施計画	
2025（令和7）年7月	第1回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度基準検討会の設置について ・ガイドライン改定案等の検討（ウェブサイト、授乳室での搾乳、トイレの環境整備、JIS Z 8210改正 等） ・既にご承認いただいている改訂項目及び今後のスケジュールについて
2025（令和7）年度中	第2回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・構内踏切の移動等円滑化に関するWGの報告について ・誘導案内表示の検討に関するWGの報告について ・トイレ内の設備等の記載に関する検討について

「建築設計標準」の見直し

建築設計標準の主な改正ポイント

バリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」について、トイレ、駐車場、客席のバリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等に加え、建築物のバリアフリー化を一層促進するため、構成・内容の抜本的な見直しを実施

1. 構成・内容の抜本的な見直し

○「標準的な整備内容」の明記

⇒従前は、推奨される整備内容について「～することが望ましい。」と記述していたが、今回の改正において、原則として、標準的な整備内容として整理し、「～する。」との記述に強化。

○設計事例や改修・改善事例のポイントの別冊化

⇒建築設計標準の改正タイミングにとらわれずに、好事例をPRしやすくするため、国土交通省HPに随時アップロードする。

○建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインの策定

⇒建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を新たに策定。

○建築設計標準の構成のシンプル化・電子化対応の準備

⇒必要な情報に容易にたどり着けるよう、義務基準・誘導基準に相当する整備内容と標準的な整備内容が一目でわかる構成に変更。PDFしおりの追加。

2. バリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等

○トイレ

⇒車椅子使用者用便房の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述の変更。

○客席

⇒車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更。サイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記。

○駐車場

⇒車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更。車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化。

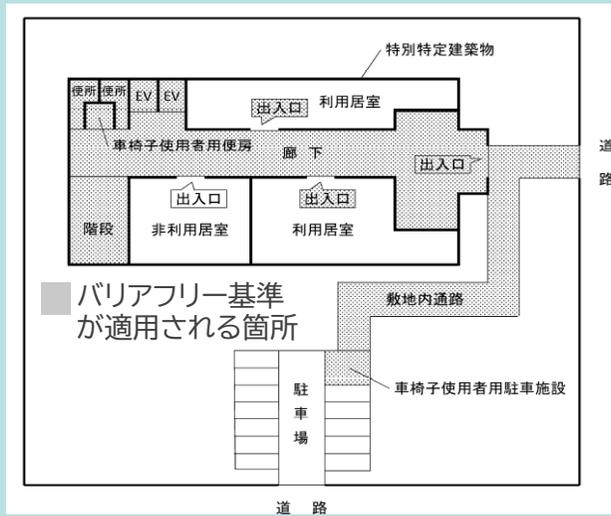
テナント・小規模店舗のバリアフリー化

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関する第8回フォローアップ会議(R7.3.7)等において、障害当事者団体より以下の意見が提出された。

- 今後、テナント部分のバリアフリーについて検討頂きたい。
- 大規模な商業施設ビルの出入口には段差はないが、テナントとして入っている飲食店等にはまだ段差がたくさんある。大規模な商業施設の各店舗にも“段差なし”を義務づけてほしい。
- 小規模店舗について次の段階で検討の項目に入れて頂きたい。

大規模商業施設のテナント部分

- バリアフリー法において、床面積2,000㎡以上の大型商業施設等を新築する際には、多数の者が共通して利用する廊下等の共用部分について、バリアフリー基準への適合を義務付け。



小規模店舗

- 小規模店舗等については、様々な事業形態が想定される等の特性を踏まえ、バリアフリー設計のガイドラインにおいて、事業形態ごとの設計事例を提示している。



令和7年度、テナント・小規模店舗のバリアフリー化について、実態に即した実効性のある対策を検討
 ※テナント・小規模店舗のバリアフリー化の実態調査(秋頃まで)を踏まえてフォローアップ会議において検討

学校施設のバリアフリー化

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

- 整備目標を設定した令和2年からの一定程度、バリアフリー化が進んできているところであるが、令和7年度末までの整備目標の達成に向けて、進捗は十分ではない状況(現状の進捗状況では少なくとも10年以上の期間が必要)
- 令和8年度以降も取組が必要であり、現行の整備目標の一刻も早い達成に向けて取り組んでいくことが必要。
※バリアフリー法に基づく基本方針においても、次期計画期間中(令和8~12年度)の整備目標の検討が進んでおり、学校施設の整備目標についても設定が必要な状況
- 加えて、計画的な整備を促す取組や、整備の質の向上を図っていく取組も必要であり、整備目標と合わせて取組を推進していくことが必要。

現行の整備目標(令和3~7年度末)

整備目標	
バリアフリートイレ	避難所に指定されているすべての学校に整備※ [校舎] (R7見込み) 77.2% [屋内運動場] (R7見込み) 51.3% ※約97%に相当
段差解消	門から建物の前まで 全ての学校に整備 [校舎] (R7見込み) 85.6% [屋内運動場] (R7見込み) 81.6%
	昇降口・玄関等から教室等まで 全ての学校に整備 [校舎] (R7見込み) 67.4% [屋内運動場] (R7見込み) 67.4%
エレベーター	要配慮児童生徒等が在籍するすべての学校に整備※ [校舎] (R7見込み) 32.9% [屋内運動場] (R7見込み) 72.4% ※校舎については、約43%に相当 屋内運動場については、約78%に相当

次期整備目標(令和8~12年度末)

- 現行整備目標の一刻も早い達成
- ※バリアフリー化の充実に向けた以下取組も促進
 - ・バリアフリー法施行令の改正を踏まえて、トイレについては、新築・改築時等のもとより、長寿命化改修等の大規模改修時にも各階への車いす使用者用トイレを設置
 - ・段差解消について、災害時の避難経路を複数確保
 - ・エレベーターについて、配慮が必要な児童生徒の入学等の見込みを早期に把握し、優先的に整備

取組目標(新規)

- 整備計画の策定に関する取組目標を新たに設定
令和12年度末までに原則すべての学校設置者においてバリアフリー化に関する整備計画・方針を策定
- 当事者参画に関する取組目標を新たに設定
令和12年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画を実施

学校施設バリアフリー化推進指針 改訂の主なポイント

総論・基本的な考え方

- **バリアフリー化に関する意義や考え方、バリアフリー化を行う対象等についての記載の充実**
 - ・ 障害の有無に関係なく、一緒に学び、生活し、どの児童生徒等にとってもウェルビーイングを確保するといった観点から、バリアフリーに対する認識を捉えなおすことについて追記
 - ・ バリアフリー基準の改正による規定の充実等の状況について追記
 - ・ 五感に関するものや情報アクセスなど、あらゆるものが障壁になる可能性があることを考慮しながら、バリアフリー化を検討することを追記
 - ・ 水害発生時の垂直避難への対応の重要性やまちづくりと連携したバリアフリー化の推進について追記
- **当事者参画に関する記載の充実**
 - ・ 当事者参画の重要性、当事者参画を通じたバリアフリー化の質の向上や心のバリアフリーの推進の取組につなげていくことについて追記
- **整備計画の策定、計画的な整備に関する記載の充実**
 - ・ 配慮が必要な児童生徒等にとってのエレベーター整備の重要性や配慮を要する児童生徒等の入学に関する情報を早期に把握しつつ、児童生徒の就学期間を見据えたうえで、バリアフリー化を行うことの重要性について追記

学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

- **標準化されたバリアフリー整備や災害時を想定した対応について記載を充実**
 - ・ 階段上下端部への視覚障害者誘導用(点状)ブロックの敷設などについて、標準的に備えるものとして位置づけを見直し 等
 - ・ 災害時の避難の冗長性の担保の観点から、避難経路を複数確保することについて追記
- **各障害種への対応に関する記載を充実**
 - ・ 車いす使用者への対応(車いす使用者便房の各階への設置、屋内運動場のステージ等の昇降への対応 等)
 - ・ 視覚障害者への対応(弱視者に対応した案内表示の留意点 等)
 - ・ 聴覚障害者への対応(カメラ付インターホン・デジタル無線方式の補聴援助システム・屋内運動場等での文字表示装置 等)
- **発達障害等への対応の観点について追記** (カームダウンスペース等の設置、自分の位置が把握しやすくなる案内表示 等)